日野市体育施設等における優先使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、次条に規定する施設において、市及び市教育委員会が主催する事業、又は広く市民の地域交流及び文化・スポーツ振興に資する目的として行う事業のために、別に定める各施設の一般抽選期間に優先して会場を確保することを目的とし、その予約に係る必要事項について定めるものとする。

(対象施設)

第2条 優先使用を受け入れる施設は、日野市市民の森ふれあいホール条例(平成23年条例第29号。)に規定する施設(以下「ふれあいホール」という。)、日野市立南平体育館条例(令和3年条例第4号)に規定する施設(以下「南平体育館」という。)及び日野市体育施設条例(昭和62年条例第18号。)に規定する施設(以下「その他体育施設」という。)とする。

(定義)

第3条 この要領において、使用する「優先使用」とは、ふれあいホール、南平体育館 及びその他体育施設の使用目的が市及び市教育委員会が主催する事業、又は広く市民 の地域交流及び文化・スポーツ振興に資する目的として行う事業であり、別に定める 各施設の一般抽選期間より前に、優先して会場を確保することをいう。

(優先使用の基準)

- 第4条 優先使用を承認する事業は、日野市市民の森ふれあいホール条例施行規則(平成27年規則第25号)第7条、日野市立南平体育館条例施行規則(令和4年規則第6号)第11条及び日野市体育施設条例施行規則(平成27年規則第26号)第5条4項に基づき、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 日野市又は日野市教育委員会が主催する事業
 - (2) 一般社団法人日野市体育協会、日野市文化協会、日野市レクリエーション協会又はこれらの協会に加盟する団体が主催し、かつ、広く市民の地域交流及び文化・スポーツ振興に資する目的で行う事業
 - (3) 前2号に掲げるほか、広く市民の地域交流及び文化・スポーツ振興に資する事業(個人が主催するものを除く。)で文化スポーツ課が承認する事業とする。

(優先使用の優先順位)

第5条 優先使用の優先順位は、別表に掲げるとおりとする。ただし、文化スポーツ課 が特に必要と認めた事業については、この限りではない。 (優先使用の調整)

第6条 優先使用を申請しようとする者は、前条の優先使用の優先順位に従い、文化スポーツ課が定める方法に基づき、事前に調整を行わなければならない。

(優先使用の申請等)

- 第7条 優先使用を申請しようとする者は、前条の調整を経た上で、文化スポーツ課へ 実施要項又は事業計画書の他、各号の書類を提出しなければならない。
 - (1) 市民の森ふれあいホールを優先使用する場合 日野市市民の森ふれあいホール優先使用申請書
 - (2) 南平体育館を優先使用する場合 日野市立南平体育館優先使用申請書
 - (3) その他体育施設を優先使用する場合 日野市体育施設優先使用申請書

(優先使用の決定)

第8条 前条に定める書類の提出を受け、文化スポーツ課で、一般利用者への影響の有無等を勘案し、総合的に優先使用の可否について判断した上で優先使用の承認を行う ものとする。

(優先使用の変更及び取り消し)

第9条 申請者は、申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は申請を取り消そうとするときは、別に定める一般抽選期間開始前までに速やかに文化スポーツ課にその旨を届け出なければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

別表(第3条関係)

分類・順位	大会等
グループA	・日野市又は日野市教育委員会が主催する事業
	・日野市選挙管理委員会が管理・執行する選挙
	・日野市産業まつり実行委員会が主催する「産業まつり」
	・日野市スポーツレクリエーションフェスティバル実行委員会が主催する
	「スポーツレクリエーションフェスティバル」
	・まちづくり市民フェア実行委員会が主催する「市民フェア」
	・ひの新選組まつり実行委員会が主催する「ひの新選組まつり」
グループ B	一般社団法人日野市体育協会、日野市文化協会、日野市レクリエーション
	協会又はこれらの協会に加盟する団体が主催し、かつ、広く市民の地域交
	流及び文化・スポーツ振興に資する目的で行う事業
グループ C	・興行(日野市周辺を拠点として活動しているプロスポーツの試合)
	・ホームタウン、協定等に基づく事業
	・市内の総合型スポーツクラブが主催する事業
グループ D	・(東京都) 中学校体育連盟が主催する大会
	・(東京都)高等学校体育連盟が主催する大会
	・市内企業、市内 NPO 団体、市内保育園・幼稚園、市内高校、市内大学、
	市内で活動している自治会、青少年育成会、老人クラブなどが主催する事
	業で、公共性があり、日野市民が多数参加する事業
	・施設建替え等により活動できない学校部活動

備考

優先順位はグループ A を最高とし、以下 BCD の順位とする。